

令和3年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第3号

令和3年9月28日(火)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	伊藤	義継君
復興定住推進課長	武藤	亨介君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	片倉	剛君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	赤間	良悦君	代表監査委員	雫石	顕君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

---

議事日程第3号

令和3年9月28日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	認定第 1 号	令和 2 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和 2 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和 2 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 2 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 2 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 2 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 2 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 2 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0	認定第 9 号	令和 2 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 1 1	議発第 1 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

---

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	認定第 1 号	令和 2 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和 2 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和 2 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 2 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 2 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 2 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8	認定第 7 号	令和 2 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 2 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 9 号	令和 2 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 11	議発第 1 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、1番吉田耕大議員及び2番佐藤 牧議員を指名いたします。

日程第 2	認定第 1 号	令和 2 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和 2 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和 2 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 2 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 2 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 2 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 2 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 2 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第10 認定第9号 令和2年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 日程第2、認定第1号 令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第2号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号 令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第6号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第7号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第8号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第9号 令和2年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの決算について、委員長より審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長熱海文義議員。

決算審査特別委員長（熱海文義君） 令和3年9月28日。大郷町議会議長石川良彦殿。決算審査特別委員会委員長熱海文義。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定した。

記

事件番号、件名、審査の結果の順番で申し上げます。

認定第1号 令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第2号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第3号 令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第4号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第5号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について、認定すべきものと決定。

認定第6号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第7号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第8号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第9号 令和2年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきものと決定。

令和2年度各種会計決算審査意見。

一般会計からでございます。

- ・ふるさと納税の返礼品の充実を図り、寄附金の確保に努められたい。
- ・住民サービス向上のため、収納体制、窓口一本化の構築を図られたい。

- ・公有地の有効活用を図られたい。
- ・道路の環境整備を徹底し、事故防止に努められたい。
- ・住民バス及びふれあい号の利便性を考慮した、総合的な公共交通体制を早期に構築されたい。

- ・新型コロナウイルス感染症対策に万全を期されたい。
- ・各種検診の受診率向上に努められたい。
- ・ごみの不法投棄対策と減量化に努められたい。
- ・鳥獣被害対策実施隊等の強化を図り、被害防止に努められたい。
- ・町内河川の浚渫工事を計画的に進められたい。
- ・危険ブロック塀の早期解消に向けて対策を講じられたい。
- ・空き地・空き家バンク制度を活用し、定住促進を図られたい。
- ・消防団員の待遇改善と確保に努められたい。
- ・教職員へのタブレット研修の充実、有効活用に努められたい。
- ・歴史民俗資料の展示に向けた整備・整理に努められたい。
- ・無形文化財の伝承に町が主体となり、取り組まれたい。
- ・学校給食での地場製品の消費拡大に努められたい。

国民健康保険特別会計、なしです。

介護保険特別会計。

- ・認知症総合支援事業を周知し、介護予防の対策を図られたい。

後期高齢者医療特別会計、なし。

下水道事業特別会計。

・加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。

農業集落排水事業特別会計。

・加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。

戸別合併処理浄化槽特別会計。

・加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。

宅地分譲事業特別会計、なし。

水道事業会計。

・石綿セメント管の更新と漏水調査を早期に行い、有収率の向上に努められたい。

以上です。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

まず、初めに本案に対する反対討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 認定第1号 令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

今回、決算審査特別委員会の委員長報告では賛成でございますが、その中で今回は17の意見が出されておりますが、22項目にわたりたたき台として決算審査委員会に出されました。これほどの意見が出るということは、ある意味では多くの分野にわたり課題が山積されているということにもつながるものと考えます。これに次の理由を付け加えて反対の討論とします。

第1に、町長は本町の基幹産業は農業と言いながら、家族農業はもちろん、水田農業を守っている法人や生産組織の後継者対策について何らかの支援策を講じないと、本町の水田面積の多くの耕作を占めるこれらの組織が後継者不足に陥り、そのことにより本町の存在価値そのものを失いかねない状況になるという指摘をしておりますが、いくら提案しても、令和2年度においても取り組まれておりません。

第2に、台風19号の災害者支援対策として、中村の原団地造成のための農地購入と併せ、反対意見を押し切り、古民家でまちおこしという理由で旧櫻井家を高額で買収したものの、その古民家の活用について全然進んでおりません。高額の不動産を購入する案件に対し、台風19号による復興に予算を有効活用すべきであり、時期尚早という理由でこのこと

に対する補正予算の修正動議を出し、5人の議員が賛成したものの、修正動議に反対する反対者多数の意見で旧櫻井家の購入が可決された経過がありますが、いまだにその活用について具体的な議論が進められておりません。

3つ目には、さらに町有財産の有効活用について、町営住宅は解体されましたが、その土地の有効活用についても何ら取り組まれておりません。また、町内で増加の一途をたどっている空き地・空き家対策についても進展していません。人口は年々減少の一途であります。

4つ目、前年度の決算認定時も意見として町当局に提言しておりましたが、開発センターの有効利用について、その解決には程遠く、多額の委託料を支払いながら施設内にある機具機材のほとんどが有効活用されていないというのが先日の調査でも明らかになりました。また、高額費用負担となっている乗合バスの有効活用を含めた公共交通体制を早期に検討されたいという提言に対しても、令和2年度には触れておりません。

第5に、町長は常日頃から競争入札ではなく民間活力でまちおこしと言っておりますが、果たしてそれが財政健全化につながるかについて、民間業者はもうからなければ事業に手を出さないという状況が明らかになる中で、令和2年度にはその実績が見当たらず、民間活力による財政健全化交渉は結果的には思いつきの発想でしかなかったのではと判断せざるを得ません。

第6に、空堀構想について。住民の要求に基づき空堀構想を講じたとの町長の答弁でしたが、その構想が一瞬にして崩れ去りました。それは国の一言でなし崩しにされる内容であり、それに費やした費用、それによる事業効果などについて、コンサルタントの指導や田中町政の在り方も含めあまりにも行政指導のお粗末さが表面化した事案と考えます。

7番目、令和2年10月9日に臨時会が開かれ、議員定数を14人から4名削減し10名にする請願書が提出され、それを受理し、審査が開始されました。しかし、審査の中で請願代表者の対数削減に関する目的は田中町政を批判する全ての議員が仕事をしていないという内容のものであり、その他の削減理由はほとんどが意味不明の説明であり、まさに意味不明な説明でした。そのトップを切り、進んで署名捺印する田中町長は、まさに議会制民主主義で進めなければならない行政運営に逆行する態度であります。また、議員定数削減について、田中町長はこの次の町長選挙では定数削減を公約に掲げて立候補する旨の意気込みでした。請願審査の結果は、4名削減の請願は賛成者4名だけで否決されましたが、これ

が田中町政の本音ではないのでしょうか。独断専行の政治を進める田中町政の下では定数削減は絶対反対という声が多いのが、良識が備わっている大郷町民の正直な世論と考えます。

8つ目に、教育問題について。不登校問題について、どのような取組がなされているのか表に出ておりませんが、いまだに不登校対策のその成果が上がっておりません。不登校対策について課題は十人十色だから解決策についてかなり困難という見解が述べられていますが、その原因をよく分析し対応するのが教育課なり教育委員会のなりわいと考えます。保護者と学校側と町の3者が一体となり、子供たちが楽しく学校に登校できる環境を整えないまま試験成績だけを問い詰めているとしたら、子供らにとって学校は何の魅力も感じなくなってしまうのではないのでしょうか。今回の決算審査でも相変わらず不登校が増加傾向にあり、早急な対策を求めるものであります。

9番目に、コロナ対策で、町自らの考えの下、希望者にPCR検査や抗原検査キットの購入などの一部財政支援をしながら検査を進めることで安心が担保されるまちづくりにつながるものと考え提案しましたが、これも全然受け入れられず、今日に至っております。第6波のコロナ禍予防の点からも早急な取組を期待するものであります。

以上の点について指摘し、認定第1号 令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定に反対するものであります。

住民の代弁者である議員の皆さんの深い御理解の中で、私の意見に御賛同くださいますようお願い申し上げまして、討論といたします。

御清聴、誠にありがとうございました。終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 議席番号1番吉田耕大、認定第1号 令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度の一般会計歳出では83億8,602万5,248円と、前年度よりも30億7,901万4,597円増となっておりますが、歳出の中でも災害復旧費18億2,496万37円、民生費12億3,660万9,816円、続いて土木費、農業費と続いております。令和2年度において、主に令和元年東日本台風の災害復旧事業として公共土木施設、農地農業用施設、災害復旧工事、合わせて約1,000か所以上、並びに農業災害においては約400件の事業が行われております。さらに新型コロナウイルス感染症の対策事業の取組が本格化しています。また、18歳までの医療費助成、学校給食無償化、心のケア

ハウスや指導主事の配置、GIGAスクール構想による小学生、中学生1人1台のタブレット端末配布したことなど、そのようなことで教育の充実です。特別定額給付金、割増商品券発行事業、水道料金基本料3か月分免除したことなど、町民への大きな支援につながったと思います。

通常業務に加えて各種給付金の支給など事業が発生し、これらの事業に同時に取り組むことは、どれほど困難か察するに余ります。このような中、町長をはじめ執行部の皆様には令和元年東日本台風災害の復旧・復興、そして新型コロナウイルス感染症対策に適切かつ迅速に対応していただき、全ての事業が可能な限り遅滞なく進んだことから、令和2年度一般会計歳入歳出決算の賛成討論といたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。6番田中みつ子議員。

6番（田中みつ子君） 認定第1号 令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算に対して、認定の立場で賛成討論を行います。

令和2年度一般会計決算は、令和元年東日本台風による災害復旧事業、新型コロナウイルス感染症対策事業等の影響による関連経費の増となり、大きな影響を受けた決算であり、歳入総額は89億9,999万円、歳出総額は83億8,602万円、歳入歳出差引額6億1,396万円となり、翌年への繰越財源は1億9,088万円で、実質収支額は4億2,308万円となり、3億6,000万円を基金に、残り6,308万円は次年度への繰越しとなりました。台風の災害復旧事業として、公共土木施設473か所、農業災害において488か所の事業が行われ、さらに新型コロナウイルス感染症対策事業への取組として大学生への学業支援給付金、特別定額給付金、5割増商品券発行事業、水道料金基本料の減免などの町民に対する適切な事務事業の執行により健全な財政運営がなされたことが認められます。

今後も町民福祉の向上に向け、効率的、効果的に事務事業の推進に取り組んでいただくよう切望し、賛成討論といたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 認定第1号 令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和2年度においては、主に令和元年東日本台風の災害復旧事業となりました。さらに、新型コロナウイルス感染症対策事業も本格化しまし

て、大変な年であったと考えられます。しかし、全ての事業が遅滞なく進捗したと認められます。これは職員の皆さん大変な苦勞をされたと思います。通常業務に加えて各種給付金の支給事業が発生し、これらの事業展開をすることは想像を絶する膨大な事務処理であったと推察いたします。町長はじめ執行部の皆様には、令和元年東日本台風復旧・復興、そして新型コロナウイルス感染症予防に対し、ワンチームとなり適切かつ迅速な対応をしていただきましたことに敬意と感謝を表します。

田中町長におかれましては、被災者の皆様からの要望を個別的に聞き取り、被災者に寄り添った対応をされました。また、仮設住宅設置を早急に行うため、知事との直接交渉、また災害復旧の予算を再三にわたる要望運動により満額に近い予算の獲得。これは、堤防の決壊による甚大な被害を受けたことで町長が覚悟を決めたことによる迅速な対応が被災者からの信頼につながったものと考えます。

先ほど反対討論がありましたが、町民、町の発展を考えて、しっかりと議会で考えて進めていきたいと考えております。議会も被災者に寄り添い、災害復旧・復興事業の予算獲得に、状況に応じて執行部と議会が両輪となりまちづくりをすべきであったと考えます。

令和3年度は復興まちづくりであります。大郷町に移住・定住してみたいと思う夢のあるような復興まちづくりをお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第1号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和2年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定に対する委員長報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第2号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第2号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和2年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第3号 令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、討論を省略し、これをもって討論を終わります。

これより認定第3号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和2年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第4号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第4号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和２年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第５号 令和２年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第５号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和２年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第６号 令和２年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第６号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和２年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告

のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第7号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第7号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第8号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第8号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第9号 令和2年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、討論を省略し、これをもって討論を

終わります。

これより認定第9号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和2年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定に対する委員長報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

日程第11 議発第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

議長（石川良彦君） 次に、日程第11、議発第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番石川壽和議員。

8番（石川壽和君）

議発第1号

令和3年9月28日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

大郷町議会議員 石川 壽 和

賛成者

大郷町議会議員 熱 海 文 義

大郷町議会議員 若 生 寛

大郷町議会議員 千 葉 勇 治

大郷町議会議員 石 垣 正 博

大郷町議会議員 赤 間 茂 幸

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について。

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

まず、提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の

各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。このような状況において地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を本会としても強く国に求めるべきであり、これがこの意見書（案）を提出する理由であります。

別紙を御覧いただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこ

と。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配布すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

宮城県黒川郡大郷町議会議長 石川良彦  
衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、  
総務大臣殿、経済産業大臣殿、内閣官房長官殿、経済再生担当  
大臣殿

以上、報告を終わります。皆様の御賛同、よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を  
終わります。

これより、議発第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方  
税財源の充実を求める意見書（案）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり  
可決されました。

---

議長（石川良彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 前 10時43分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員